

令和8年度 特別史跡西都原古墳群保存活用計画策定支援業務委託 仕様書

この仕様書は、宮崎県(以下「委託者」という。)が発注する下記の業務委託に関して、受託者が当該業務を履行するために必要な事項を定めるものとする。

なお、特別史跡西都原古墳群保存活用計画の策定期間は2か年度(令和7・8年度)を予定しており、本仕様書は、令和8年度分の業務委託内容を示すものである。

1 業務名

令和8年度「特別史跡西都原古墳群保存活用計画」策定支援業務

2 業務目的

特別史跡西都原古墳群に関する適切な保存と活用方法を示すとともに、地域住民や関係機関等が一体となった取り組みや、既存の保存整備施設の再整備を含む保存と整備に関する将来的な方針を定めた新たなマスタープランとしての「特別史跡西都原古墳群保存活用計画」の素案検討と策定にあたり、各種の業務支援を行うもの。

3 委託期間

契約締結日から令和9年3月26日まで

4 適用

本業務は、本仕様書及び下記に示すものの他、文化庁が示す指針に沿ったものとする。

- (1)『史跡等整備の手引き』文化庁記念物課監修 平成17年6月
- (2)『記念物・文化的景観マネジメント支援事業 史跡等・重要文化的景観の保存活用に関する調査報告書』文化庁記念物課
- (3)『文化財保護法に基づく保存活用計画の策定等に関する方針』文化庁令和5年3月
- (4)『宮崎県文化財保存活用大綱』宮崎県教育委員会 令和4年3月
- (5)令和7年度 特別史跡西都原古墳群保存活用計画策定支援業務成果品 令和8年3月

5 業務委託の内容

(1)対象区域

特別史跡西都原古墳群の指定範囲とし、必要に応じて周辺史跡(遺跡)、施設、景観、その他関連区域も含めること。

(2)業務内容

① 業務計画の立案

各事項②～④を勘案し、業務の進め方、関係協議事項、工程スケジュール等の計画を立案する。

② 保存活用計画書素案作成にかかる専門的支援等

下記1.1に掲げる保存活用計画の構成案(章立て)のうち、第7章(保存管理)・第8章(活用)・第9章(整備)各章の素案作成に係る支援等を行う。

- ・特別史跡西都原古墳群の本質的価値や保存管理、活用、整備における現状と課題を踏まえ、必要に応じた地区区分や構成要素ごとに、保存活用や整備の方向性や具体的な手法や取組内容を取りまとめた素案作成にあたり、保存活用計画構成案の各章に示した検討内容その他について専門的な見地からの助言や提案および協議調整等を行うこと。
- ・検討委員会の審議を受けた素案内容の改訂や修正に関する助言や提案等の支援を行うこと。

③ 保存活用計画素案(図表作成含む)の作成

委託者、受託者双方で作成した文案や図表等を整理及び構成して、令和7年度分を含めた保存活用計画素案の編集、とりまとめを行い計画書の形に整えること。なお、文案は、基本的に委託者側が作成し、受託者は文案作成の協力もしくは参考資料の提供等を行うものとする。

④ 検討委員会の開催支援

保存活用計画素案の策定に係る委員会の開催支援を行う。開催支援は、委員会における事前資料、委員会資料の作成を行う。また、委員会には委託者の補助として参加し、委員会の議事録の作成、検討結果のとりまとめ等を行う。

ア)検討委員会資料の作成

検討委員会(3回予定)にて使用する「保存活用計画」の素案資料等(カラー印刷・簡易製本)25部を作成する

イ)検討委員会の議事録作成等

検討委員会(主に西都市、議事2～3時間程度)に同席し、委員会開催及び議事進行に関する委託者(事務局)への助言支援を必要に応じて行うこと。また、受託者は、計画書の取りまとめに必要な情報を遺漏なく把握し、委員会終了後に議事録を委託者に提出すること。なお、検討委員会組織は学識経験者や地域代表等の12名による委員と、オブザーバーおよび事務局員で構成される。

6 貸与資料と使用制限

本業務の実施にあたり、委託者は受託者に本業務の遂行に必要となる資料を貸与するものとする。受託者は、資料の受け渡し時に借用書を提出し、取扱いと保管に留意して本業務の目的以外には使用しないこと。なお、貸与資料の詳細と貸与の可否については、別途協議するものとする。

7 受託者の責務

- (1) 当該業務を適正かつ円滑に実施するため、委託業務の管理者(業務管理者)と委託者が定めた監督職員は常に密接な連絡をとり、委託業務の方針及び条件等の疑義を正すものとする。
- (2) 受託者は、本仕様書に定めのないことであっても、本業務を行うにあたり考え得る、より適切な方法を提案するなど、第2項の目的を達成するために必要な支援業務を遂行すること。
- (3) 受託者は、適切かつ円滑な業務遂行のため、業務従事者を適正に配置すること。
- (4) 業務従事者のうち、業務管理者は、
史跡の保存活用計画策定に関する経験を有し、
かつその内容に精通した者であること。

8 提出書類、報告書及び成果品

本業務で提出、納入する書類等は以下のとおりとする。

(1) 提出書類

- ア) 業務実施計画書(業務工程表、実施体制、緊急連絡先、従事者名簿等)
- イ) 業務着手届

(2) 報告書等

- ア) 業務実施報告書(業務内容、業務実施日、業務実施担当者名等を記載したもの)
A4版ファイル2部
- イ) 協議記録簿 1式
- ウ) 業務完了届

(3) 成果品等

ア) 中間報告書(実績報告) 正本と副本(ドッチファイル製本)

イ) 上記の電子データ(Word形式・PDF形式) 1式

なお、中間報告書とは、下記の内容とし、それぞれ簡易印刷カラー出力のものとデジタルデータ(Word形式及びPDF形式)を成果品とする。

- ① 保存活用計画の素案
- ② 検討委員会配布資料(3回分)
- ③ 検討委員会議事録
- ④ その他、委託者が必要と認める成果品 1式

9 納品場所

宮崎県教育庁文化財課

10 その他

- (1) この仕様書に定めのない事項及び疑義の生じた事項への対応については、委託者と受託者がその都度協議の上、決定するものとする。
- (2) 委託者は、受託者の業務履行状況を不相当と認めた場合は、その理由を明示し業務の改善を受託者に求めることができる。
- (3) 検討委員会は3回を計画しており、詳細スケジュールは次のとおりである。なお、業務の進捗及び受託者との協議により開催時期、内容等を変更する場合がある。

- ・ 検討委員会1回目 開催時期：令和8年9月(予定)
審議事項1：別紙記載の第4～6章(史跡の本質的価値～大綱)の改訂案
※令和7年度検討委員会における修正検討事項
審議事項2：別紙記載の第7章(保存管理)、第8章(活用)、第9章(整備)
- ・ 検討委員会2回目 開催時期：令和8年11月(予定)
報告事項1：別紙記載の第4～6章の改訂案
審議事項1：別紙記載の第7～9章の改訂案
審議事項2：別紙記載の第10章(運営体制)、第11章(実施計画)第12章(経過観察)
- ・ パブリックコメント 意見提出期間：令和9年1月(予定)
- ・ 検討委員会3回目 開催時期：令和9年2月(予定)
報告事項1：パブリックコメントの結果
審議事項1：計画書素案内容の最終的な審議

11 保存活用計画の構成案

別紙のとおり

「特別史跡西都原古墳群保存活用計画」の構成(案)

目次構成		検討内容	
計画策定の沿革・目的			
1章	(1) 計画策定の沿革	◇計画策定の背景・経緯	
	(2) 計画の目的	◇史跡等の現状・課題等の概略、適切な保存・活用方針・方法の策定を目的とする趣旨	
	(3) 委員会の設置・経緯	◇計画策定のために設置した委員会名簿、審議経過等の概要 ◇地域住民の合意形成の場、活用に関わる諸団体との意見交換の場に関する開催経緯	
	(4) 他の計画との関係	◇総合計画その他計画(都市計画、まちづくりの計画等)の関係性の記述と図解	
	(5) 計画の対象範囲	◇指定地および関連する範囲・区域(指定地外等)の図示	
	(6) 計画期間	◇具体的な年月日	
西都市の概要			
2章	(1) 自然	◇地形、地質、植生等の情報	
	(2) 社会	◇人口、産業、交通、観光等の情報	
	(3) 歴史	◇史跡周辺、地域の歴史	
	(4) 文化財	◇市域内の文化財一覧	
史跡の概要			
3章	(1) 史跡を取り巻く環境	◇土地利用状況、土地所有区分、法規制等	
	(2) 指定に至る経緯	◇追加指定の経緯も記述	
	(3) 指定に至るまでの発掘調査	①発掘調査の成果	◇大正年間の調査
		②文献資料等の調査成果	◇西都原古墳群に関する文献資料
	(4) 指定説明文とその範囲	①指定告示	◇人口、産業、交通、観光等の情報
		②指定地の現状	◇指定・追加指定の告示内容、管理団体に関する内容
		③対象範囲の現状	◇指定地の概要、活用、調査、整備、土地の所有・利用等の現状
		④対象範囲の現状	◇指定地および関連範囲の現状
	(5) 指定後の発掘調査	①発掘調査の成果	◇指定後の調査履歴・成果等
		②文献資料等の調査成果	◇指定後の発掘調査以外の調査成果
(6) 整備と活用の状況	◇これまでの史跡整備と活用状況		
史跡の本質的価値			
4章	(1) 史跡の本質的価値	◇史跡の価値を総括的に再整理	
	(2) 史跡の副次的価値	◇本質的価値ではないが、密接に関係する価値(本質的価値に準じる価値)	
	(3) 構成要素の特定	◇計画の対象範囲に存在する要素を網羅的に抽出 ◇要素を本質的価値、副次的価値、その他に分類 ◇その他の要素は、保存・活用に資するもの、史跡とは関係のないもの等に細分化 ◇各要素の概要(現状)、写真、計画の対象範囲における位置を図示	
保存活用に向けた課題			
5章	(1) 保存管理の課題	◇対象範囲、指定地、個々の要素における保存の課題 ◇保存のための地区区分	
	(2) 活用の課題	◇対象範囲、指定地、個々の要素における活用の課題 ◇活用のための地区区分	
	(3) 整備の課題	◇対象範囲、指定地、個々の要素における整備の課題 ◇整備のための地区区分	
	(4) 運営・体制の課題	◇これまでに実施した整備事業の課題、今後実施すべき事業の課題整理	
大綱(基本方針)			
6章		◇史跡の望ましい将来像を「大綱」(スローガン)として明示 ◇保存活用全体の基本方針を明示	
	保存管理		
7章	(1) 保存管理の方向性	◇地区ごと、要素ごとの保存の方法 ◇保存管理の課題の項目ごとの解決策	
	(2) 保存の対象と地区区分	◇保存対象に合わせた地区区分	
	(3) 現状変更の取り扱い基準	◇建造物・工作物・道路・園路・便益施設等の新築・改築・改修・撤去・地形の改変、伐採・植栽、発掘調査等、想定される行為について現状変更の可否	
		◇条件付き許可 ◇地区区分ごとの基準 ◇許可権者の整理	
	(4) 日常的な維持管理行為	◇内容と方針	
	(5) 災害時の対応	◇き損その他の対応	
	(6) 周辺環境及び景観保存の方向性	◇環境、景観の維持・保全	
	(7) 追加指定	◇本質的価値を有する要素が指定地外に及ぶ場合の方針	
	(8) 公有化	◇指定地の公有化方針	
(9) 調査・研究	◇調査・研究の課題 ◇調査・研究の方向性 ◇地区区分ごとの方針		
活用			
8章	(1) 活用の基本方針	◇指定地全体の活用の方向性 ◇地区ごとの方針	
	(2) 活用の方法	◇地区ごと、要素ごとの保存の方法 ◇活用の課題ごとの解決策 ◇普及啓発、情報発信の手法 ◇学校教育・大学、生涯学習、関連文化財、観光・地域振興・街づくり等との連携 ◇指定地までの導線、指定地内の導線、拠点施設・関連文化財と指定地との周遊方法	
整備			
9章	(1) 整備の基本方針	◇指定地全体の整備の方向性 ◇地区ごとの方針 ◇整備基本計画の作成時期	
	(2) 整備の方法	◇地区ごと、要素ごとの整備の方法(主にハード面) ◇整備の課題ごとの解決策 ◇保存のための整備(災害復旧・保存修理・防災対策等)と活用のための整備(環境整備、活用施設等)について、短期的整備と中長期的に実現すべき整備の区分と優先順位を設け、各々の整備事業の着手時期・実施期間・手順の明示 ◇再整備事業(西都原古墳群遺構覆屋施設：酒元ノ上横穴墓群、その他保存整備施設)実施における、既存事業の改善点、整合性の整理	
運営・体制			
10章	(1) 運営体制の基本方針	◇運営・体制の方向性 ◇7～9章で定めた施策を実現する上での必要な体制(人員・組織)の確保 ◇地方公共団体内部の関係部局や、関係する他の機関・組織(地域、住民、保存団体、民間企業等)との情報共有・連携の方法、関係性の図示 ◇整備事業の実施期間だけでなく、中長期的な活用方法を進めていく上で、必要な運営・体制の拡充に係る手法	
	(2) 運営体制の方法		
実施計画			
11章		◇7～10章で定めた施策に優先順位を設け、短期(5年以内)、中期(10年以内)、長期(10年以上)に区分して、各施策の着手時期・実施期間を示す	
経過観察			
12章		◇7～10章で定めた施策が実現できているかどうかのモニタリング方法 ◇各施策の実現の有無についてチェックリストを作成	